



宮崎県公報

平成24年7月3日(火曜日)号外 第34号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

頁

条例

○宮崎県議会基本条例.....(議会事務局) 1

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県議会基本条例(条例第46号)

1 制定の理由及び主な内容

地方自治を取り巻く情勢が大きく変化している中で、本県議会は、不断の議会改革に努めてきたところですが、一方で、多様な行政課題に対して、限られた財源の中での施策の重点化を図ることが必要となってきているため、県民の意思が適切に県政に反映されるよう、県民の代表である議会が、政策立案及び政策提言に努め、県民に分かりやすく議論を尽くすことが、ますます重要になってきています。このため、今後とも議会の活性化を図りながら、県民の負託に応えていくため、議会と知事等との関係や議会と県民との関係など、議会に関する基本的な事項について定めることとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県議会基本条例をここに公布する。

平成24年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第46号

宮崎県議会基本条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 議員の責務及び活動原則(第4条・第5条)
- 第3章 議会運営の原則(第6条・第7条)
- 第4章 議会の機能強化(第8条-第15条)
- 第5章 議会と知事等との関係(第16条-第18条)
- 第6章 議会と県民との関係(第19条-第23条)
- 第7章 議会活性化の推進(第24条-第26条)
- 第8章 政治倫理(第27条)
- 第9章 議会事務局等(第28条・第29条)
- 第10章 補則(第30条・第31条)

附則

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)や地方分権改革推進法(平成18年法律第111号)の施行などによる地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、二元代表制の一翼を担う地方議会の役割や責務が増大し、議会機能の充実強化が求められるなど、地方自治を取り巻く情勢が大きく変化している中で、本県議会は、これまで県民に開かれた、地方分権の時代にふさわしい新しい議会のあり方を追求し、不断の議会改革に努めてきたところである。

今、我が国においては、これまでの動きに加えて、更なる地方分権の進展を求め、地方から次世代に向けた新たな取組が始まっている。しかしながら、一方で、地方財政は、国家財政とともに極めて厳しい状況に陥っており、多様な行政課題に対して、限られた財源の中での施策の重点化を図ることが必要となってきている。

したがって、県民の意思が適切に県政に反映されるよう、県民の代表である議会が、知事等の事務執行に対する監視及び評価を行いつつ、政策立案及び政策提言に努め、合議制の機関として県民に分かりやすく議論を尽くすことが、ますます重要になってきている。

ここに、本県議会は、地方分権の一層の深化が展望される中で、今後とも議会の活性化を図りながら、県民の負託に真摯に応えることを改めて決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を明らかにするとともに、議会と知事等との関係、議会と県民との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民の負託に応え、もって県民の福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 知事等 知事その他の執行機関をいう。
- (2) 本会議等 本会議及び委員会等をいう。
- (3) 委員会等 委員会及び協議等の場をいう。
- (4) 協議等の場 議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。
- (5) 質問等 質問又は質疑をいう。

（基本理念）

第 3 条 議会は、県民を代表する機関として、その機能を十分に發揮することにより、眞の地方自治の確立を目指すものとする。

2 議会は、二元代表制の一翼を担う存在として、議会の政策意思を明確に示すため、知事等への監視機能を強化するとともに、政策提言型の議会を目指すものとする。

3 議会は、多様な県民の意思の調整を図り、これを県政に反映させるため、県民に開かれた議会運営に努めるものとする。

第 2 章 議員の責務及び活動原則

（議員の責務及び活動原則）

第 4 条 議員は、県民の代表として常に県民全体の利益を考え、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託に応えるものとする。

2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。

3 議員は、本会議等において質問等を行うに当たっては、質問等の論点を明確にし、県民に分かりやすくするよう努めるものとする。

4 議員は、議会活動について、県民に対して説明する責務を有する。

（会派）

第 5 条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、所属議員の活動を支援するとともに、積極的な政策立案及び政策提言に努めなければならない。

3 会派は、円滑かつ効率的な議会の運営に資するため、必要に応じて、会派間の協議及び調整に努めるものとする。

第 3 章 議会運営の原則

（議会運営の原則）

第 6 条 議会は、合議制の機関として、その機能が十分に發揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努めなければならない。

2 議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、活発な議論が行えるように努めなければならない。

3 議会は、公正かつ県民に開かれた運営に努めなければならない。

4 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に發揮するよう運営しなければならない。

5 特別委員会は、社会情勢の変化等に伴う新たな県政の課題に対応して設置し、その機能を十分に發揮するよう運営しなければならない。

。

（質問等の充実）

第 7 条 議員は、本会議等において質問等を行うに当たっては、第 4 条に規定する議員の責務及び活動原則を自覚し、その内容の充実に努めるものとする。

2 本会議等において、説明のため議会から出席を求められた者は、議長、委員長又は協議等の場の会務を総理する者の許可を得て、質問等を行う者に対して答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

第 4 章 議会の機能強化

（議会の機能強化）

第 8 条 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化するものとする。

（議会の会期等）

第 9 条 議会は、県政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう、会期を定めるものとする。

2 議会は、緊急の課題等に対応するため、迅速かつ機動的に臨時会を開くことができるよう努めるものとする。

（予算審議の強化）

第10条 議会は、知事に対し、予算の調製の方針についての説明を求め、政策提言等を行うものとする。

2 議会は、予算に関する議案の審査及び調査の効果的な実施に資するための機能の充実強化に努めるものとする。

(議員間討議)

第11条 議員は、議会の機能を十分に發揮するため、委員会等において、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

2 議員は、議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行うものとする。

(専門的知見の活用)

第12条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託を活用するものとする。

2 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

(大規模災害等への対応)

第13条 議会は、大規模災害等の発生に際して迅速かつ機動的に調査活動等を行うための機能の充実強化に努めるものとする。

(調査研究)

第14条 議員は、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、県民の負託に応えるため、調査研究に積極的に努めるものとする。

(政務調査費)

第15条 議員の調査活動、広報広聴活動等の調査研究に資するため必要な経費の一部として、宮崎県政務調査費の交付に関する条例(平成13年宮崎県条例第29号。次項において「政務調査費交付条例」という。)で定めるところにより、会派及び議員に政務調査費を交付する。

2 会派及び議員は、政務調査費交付条例で定めるところにより、政務調査費の使途を明らかにしなければならない。

第5章 議会と知事等との関係

(知事等との関係の基本原則)

第16条 議会は、二元代表制の下、知事等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案及び政策提言を通じて、県勢の発展に取り組まなければならない。

2 議会は、知事等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(監視及び評価)

第17条 議会は、知事等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、議場における審議、決算の認定、監査の請求、調査の実施等を通じて、県民に知事等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策立案及び政策提言)

第18条 議会は、議員提案による条例の制定又は決議、特別委員会等の審査又は調査等を通じて、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

第6章 議会と県民との関係

(県民の議会活動への参画の確保)

第19条 議会は、県民の意向を議会活動に反映することができるよう、県民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

2 議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、参考人、公聴会等の制度の積極的な活用に努めるものとする。

(議会の説明責任)

第20条 議会は、議会運営、政策立案等の議会活動に関し、県民に対して説明する責務を有する。

(広報及び広聴の充実)

第21条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、議会活動に関して多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるものとする。

(委員会等の公開)

第22条 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、委員会等を原則として公開する。

(議会活動に関する資料の公開)

第23条 議会は、県民に開かれた議会運営に資するため、議会活動に関する資料を、宮崎県議会情報公開条例(平成14年宮崎県条例第27号)で定めるところにより公開するとともに、本会議及び委員会の会議録を県民が閲覧できるようにするものとする。

第7章 議会活性化の推進

(議会活性化の推進)

第24条 議会は、その機能を十分に發揮し、県民の負託に応えられるよう、議会活性化に継続的に取り組むなど、既存の制度や運営の方法等について、不断の見直しを行うものとする。

(議会活性化推進会議)

第25条 議会は、議会活性化の推進に関する基本的事項について協議又は調整を行うため、議会活性化推進会議を設置することができる。

(議員定数及び選挙区)

第26条 議員の定数及び選挙区は、議会が県民の意思を県政に反映する機能を十分に發揮するとともに、議会を能率的に運営しその意思決

定を円滑に行うことができるよう、県議会議員の定数を定める条例（平成14年宮崎県条例第26号）及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和33年宮崎県条例第28号）で定める。

第 8 章 政治倫理

（政治倫理）

第27条 議員は、県民の負託を受けた代表として県政に携わる権能と責務を深く認識し、県民全体の利益の実現を図るために、議員としてふさわしい品性と識見をもって行動するものとする。

2 議員の資産等の公開については、政治倫理の確立のための宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成 7 年宮崎県条例第38号）の定めるところによる。

3 前 2 項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。

第 9 章 議会事務局等

（議会事務局）

第28条 議会は、政策立案及び政策提言に関する能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実強化に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局職員の能力を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

（議会図書室）

第29条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能の強化に努めるものとする。

第10章 補則

（この条例と他の条例等との関係）

第30条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を十分に尊重しなければならない。

（条例の見直し）

第31条 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。